

平成 22 年 6 月 28 日判決言渡 同日原本領取 裁判所書記官 福嶋聰禮

平成 21 年(ワ)第 17165 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 22 年 3 月 18 日

判 決

原告亡 [REDACTED] 訴訟承継人 [REDACTED]

同所

原告亡 [REDACTED] 訴訟承継人 [REDACTED]

上記 2 名訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

同

太 田 賢 志

同訴訟復代理人弁護士

佐 藤 順 子

東京都千代田区三崎町 3 丁目 2 番 9 号

被 告 イージーモダンワークス株式会社

同代表者 代表取締役 越 後 [REDACTED]

被 告 越 後 [REDACTED]

被 ~ 告 井 上 [REDACTED]

被 告 岡 田 [REDACTED]

被 告 真鍋 [REDACTED] こと 真鍋 [REDACTED]

被 告 浦 田 [REDACTED]

上記 6 名訴訟代理人弁護士 山 岸 宏 彰

同 堀 廣 士
同 佐 賀
主 文

- 1 被告らは、原告 [] に対し、連帶して、693万円及びこれに対する被告井上 [] 及び被告イージーモダンワークス株式会社については平成21年6月4日から、被告真鍋 [] こと眞鍋 [] については同月5日から、被告浦田 [] 及び被告岡田 [] については同月6日から、被告越後 [] については同月7日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告 [] に対し、連帶して、693万円及びこれに対する被告井上 [] 及び被告イージーモダンワークス株式会社については平成21年6月4日から、被告真鍋 [] こと眞鍋 [] については同月5日から、被告浦田 [] 及び被告岡田 [] については同月6日から、被告越後 [] については同月7日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨。

第2 事案の概要

本件は、被告らが、亡 [] (以下「亡 [] 」といふ。) に対し、被告イージーモダンワークス株式会社(以下「被告会社」といふ。)の未公開株式について、上場予定が存在しないことを承知しながら、近い将来に上場が確実であり、値上がりするとの虚偽の事実を告げ、錯誤に陥らせ、高額な譲渡価格で販売したとして、亡 [] の訴訟承継人である原告らが、被告会社に対しては、民法709条、715条1項又は719条1項、2項による損害賠償請求権に基づき、当時同社の代表取締役であった被告越後 [] (以下「被告越後」とい

う。），同社の取締役であった同井上■（以下「被告井上」という。），同岡田■（以下「被告岡田」という。），同真鍋■こと眞鍋■（以下「被告真鍋」という。），同浦田■（以下「被告浦田」という。）に対しては，民法719条1項又は会社法429条1項による損害賠償請求権に基づき，原告らそれぞれに対し，連帶して，693万円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 争いのない事実等（各項目の末尾に証拠等の記載のないものは，争いのない事実である。）

- (1) 亡■は，大正■年■月■日生まれであり，本件訴訟係属中の平成■年■月■日に死亡した。亡■の相続人は妻の原告■及び長男の原告■の二名である（弁論の全趣旨）。
- (2) 平成20年5月1日から同年6月30日までの間，被告越後は被告会社の代表取締役であり，被告井上及び同岡田は被告会社の取締役であった。また，被告真鍋は平成20年3月7日に，被告浦田は，平成19年12月26日にそれぞれ辞任するまで，被告会社の取締役であった（乙口8）。
- (3) 被告会社は，資源の有効利用の研究，開発等を目的とする株式会社である（乙口8）が，証券会社の登録を受けたことはない。

2 争点

- (1) 訴外ヒラノ某（以下「訴外ヒラノ」という。）及び訴外タチバナ某（以下「訴外タチバナ」という。）は被告会社の従業員か
(原告らの主張)
訴外ヒラノ及び同タチバナは，被告会社の従業員である。
(被告らの主張)
訴外ヒラノ及び同タチバナは，被告会社の従業員ではない。
- (2) 訴外鶴尾■（以下「訴外鶴尾」という。）と被告越後，同井上，同岡田，

同真鍋及び同浦田（以下「被告取締役ら」という。）との間に共謀はあったか

（原告らの主張）

被告越後は、訴外鷲尾から、株式販売に関する準備として、株式公開準備室を設けるとともに、訴外三菱東京UFJ銀行神保町支店、口座番号2511230、口座名義人被告会社の普通預金口座（以下「株式公開準備室口座」という。）を開設し、印鑑も作り、東京営業所を設ける旨説明されており、株式販売による被告会社の資金調達スキームとして、訴外小菅■（以下「訴外小菅」という。）及び同鷲尾の保有する被告会社の株式を売却し、その際生じる名義書換手数料を被告会社の収入とすること、保有株式は約1万株あり、1株当たり1万円の名義書換手数料とするので、約1億円の資金調達が可能との説明を受けている。また、平成19年10月ころに、株券を大量に印刷して株式販売が開始され、その後である同年12月に早くも苦情が寄せられるようになったのであり、被告浦田が別事件の答弁書において、被告越後に対して未公開株商法を諫めたところ、逆にすごい剣幕で怒られたと主張していることからすれば、訴外鷲尾と被告取締役らとの間に、被告会社株式を用いた違法な未公開株商法を行うことにつき共謀があったものと認められる。

また、亡■が被告会社の株式を購入した時点において、取締役を退任していた者についても、在任中にその仕組みが形成されて開始された組織的な詐欺商法について、これを是正せずに任務を放り投げたのであるから、その後に詐欺商法が質的変容なく継続している本件において、当該取締役らも責任を負うのは当然である。

（被告らの主張）

ア 訴外鷲尾は金融商品取引業者であり、被告越後はこれを認識し、信頼していたところ、金融商品取引業者である訴外鷲尾がよもや株式公開準備室

を隠れ蓑にして上場間近などと詐術を弄して株式販売を行うとは予想できなかつた。

イ 被告越後は、株式公開準備室を設けることに疑問を持ったものの、訴外鷺尾から、上場が間近に迫っていない会社で設けても問題はないと説明されたことから、いずれは上場したいという思いもあり、これを了承したにすぎない。

株式公開準備室名下に上場間近と詐術を用いて勧誘すると知つていれば、本件のような訴訟はもちろん、刑事責任さえ追及されかねないことは容易に想像できるのであるから、被告会社株式公開準備室名下に販売された事実は、むしろ被告越後が詐術を弄した販売が行われることを知らなかつたことを推認させる。

ウ 株式公開準備室口座の開設や印鑑の作成についても、株式公開準備室を設けるために最低限とりそろえなければならないものと誤信したにすぎない。

エ 東京に営業所を設けることについても、被告会社の事業継続にとって東京進出が不可欠であったからにすぎない。本店所在地を訴外鷺尾の事務所所在地としたのも、被告越後は東京の地理に不案内であることから、訴外鷺尾の指示に従つたためにすぎない。

オ 株券を印刷したのも、訴外小菅及び同鷺尾の保有株式を売却するにあたり必要であったからにすぎない。亡■に渡つた株券も、被告会社の株主であった者に対し株券を発行する必要があったので、訴外鷺尾の指示に従つて印刷し、同人に渡したところ、なぜか同人による株式販売に用いられてしまったにすぎない。

カ 被告越後が、被告浦田に対し激怒したのは、被告越後が訴外鷺尾を信頼していたところ、被告浦田において訴外鷺尾が詐欺行為を行つてゐるかのような表現を軽々しく用いたことから激怒したにすぎない。被告越後は、

その後、被告浦田から報告のあったクレームを寄せた株式取得者に対し事情を説明し、訴外鷲尾に詐術を弄することをやめるよう申し入れている。

キ 株式公開準備室口座は、訴外鷲尾が口座開設手続を行い、訴外古井丸[■]（以下「訴外古井丸」という。）、同南雲[■]（以下「訴外南雲」という。）又は同上野[■]（以下「訴外上野」という。）が払い出し手続きをしているところ、これら3名は被告会社の従業員ではなく、払戻請求書に記載された住所、電話番号が訴外鷲尾の事務所の所在地、電話番号であることからすれば、株式公開準備室口座は訴外鷲尾が管理していたものと認められる。

ク 以上の事実からすれば、訴外鷲尾と被告越後との間に原告主張の共謀はなかったと認めるべきである。

(3) 亡[■]に、被告会社の株式を購入させたことは、不法行為を構成するか
(原告らの主張)

ア 株価の算定の根拠すら示さないで上場を言い募って大正4年生まれの高齢者である亡[■]から株式購入代金名下に金銭を奪うがごとき行為が、不法行為に該当するのは当然である。

イ 株式取引を業として行うためには証券会社登録を要し、違反すれば刑事罰を科されるところ、その趣旨は、投資者の不測の損害を防止し、証券会社一般に対する社会的信用の向上を図る点にあることからすれば、無登録営業は公序良俗に反する違法な行為であることは明らかである。

未公開株式については、その価値の評価が極めて困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、日本証券業協会においては自主規制として、登録を得た証券会社であっても、上記のような困難を一定程度解消しうる手当をしたいわゆるグリーンシート銘柄以外の取引を原則として禁止している。

被告会社は証券会社登録を受けておらず、亡[■]に購入させた被告会社

の株式も、いわゆるグリーンシート銘柄ではなかったわけであるから、適正な価格を偽る詐欺商法であったものと推認され、不法行為を構成する。

(被告らの主張)

争う。

(4) 責任の法的根拠

(原告らの主張)

被告会社は、使用者としての責任（民法715条1項），法人固有の不法行為責任（同法709条），未公開株式販売業者らと共に謀したことによる共同不法行為責任（同法719条1項）又は違法な未公開株商法が行われることを予見し、結果を回避すべき注意義務があったのにこれを怠って過失により未公開株販売業者らを帮助したものとして共同不法行為責任（同法719条2項）を負い、被告越後は共同不法行為責任（同法719条1項）又は代表取締役としての責任（会社法429条1項）を負い、被告岡田、同真鍋及び同浦田は、共同不法行為責任（民法719条1項）又は代表取締役である被告越後を監督すべき義務を怠った取締役としての責任（会社法429条1項）を負う。

(被告らの主張)

争う。

(5) 損害

(原告らの主張)

ア 未返還交付金員相当損害金 1260万円

イ 弁護士費用相当損害金 126万円

ウ 合計 1386万円

(被告らの主張)

否認する。

第3 争点に対する判断

1 証拠（甲2の①及び②、甲3、4、5の①ないし⑤、甲6ないし8、乙口1ないし9、14、15、17ないし20）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。なお、申請書（甲2の①、②）につき、被告らは「立花」、「平野」との記載部分につき、被告会社の従業員ではなく、書面フォーマットを作成したのは訴外鷲尾らであるから、その意味で成立を否認すると主張するが、手書き部分が亡■の意思に基づくことに争いはない。また、株券（甲5の①ないし⑤）につき、被告らは裏面の「登録年月日」「取得者氏名」欄を記入したのは訴外鷲尾らであるから、当該部分について成立を否認すると主張するが、その余の部分の成立の真正については争いがない。

（1）被告会社成立の経緯

ア 被告越後は、平成13年2月28日、訴外有限会社イージーコーポレーションを設立し、同社の代表取締役に就任し、被告岡田は同社の取締役に就任した（乙口3）。

イ 被告越後は、平成14年3月4日、訴外有限会社イージーコーポレーションを組織変更し、株式会社イージーコーポレーション（以下「合併前イージーコーポレーション」という。）を設立し、同社の代表取締役に就任し、被告岡田は同社の取締役に就任した（乙口3、4）。

ウ 合併前イージーコーポレーションは、平成17年11月1日、訴外ウペポ・マジ・プロス株式会社を商号変更した訴外イージーモダンワークス株式会社との間で、同社を吸収合併する合併契約を締結し、同契約は平成18年2月26日に効力を生じ、同日、合併前イージーコーポレーションは、商号をイージーモダンワークス株式会社（被告会社）と変更した（乙口4ないし7）。

エ 被告会社の発行済み株式総数は、当初200株であったが、平成15年2月15日に6000株に、同年4月2日に6040株に、同月17日に6110株に、同年6月16日に6150株に、同年10月18日に62

00株に、同16年2月24日に6250株に、同月28日に1万2500株に、同17年12月7日に1万9200株に、同月17日に384万株に増加し、その後、前記合併契約において合併前イージーコーポレーションは600万株を発行することになっていたことに従って（乙口7）、984万株に増加し（乙口4）、後記のとおり発行済み株式を従来の10分の1とする株式併合をするという訴外鷲尾の提案を受けて、同19年9月18日に9万8400株に減少した（乙口8）。

オ 被告会社の資本金の額は、当初1000万円であったが、平成15年4月2日に1400万円に、同月17日に2100万円に、同年6月16日に2500万円に、同年10月18日に3000万円に、同16年2月24日に3500万円に、同17年12月7日に1億0200万円に、その後1億1200万円に増資された（乙口4、8）。

(2) 被告会社が株式販売をするに至った経緯

ア 被告会社は、東京進出の資金調達のために、平成18年3月28日、訴外株式会社D I J（以下「訴外D I J」という。）に対し、米国ピンクシート市場における株式公開を委任したが、思うように資金調達ができなかった（乙口2、9）。

イ 被告会社は、訴外D I Jから、平成18年10月30日、当時取引によって生じていた損失を補填するために、1200万円を借り入れた（乙口2、14）。

ウ 被告会社の上記資金調達が思うようにいかない中、被告越後は、被告会社の株式を取得したという訴外小菅及び同鷲尾の訪問を受け、被告会社の東京進出の資金調達手段を相談するようになった。訴外鷲尾は、資金調達の方法として被告会社の株式を売却する方法を提案していたところ、被告会社は、平成19年3月ころ、訴外鷲尾に対し、訴外D I Jとの契約を解消することを伝え、被告会社の資金調達を依頼した。

そして、被告会社は、訴外鷲尾から、資金繰りが苦しい時に、断続的に、何百万円かの単位で借り入れを行うようになった。

その後、訴外鷲尾は、被告越後に対し、被告会社の株式売却を、訴外木村 [] (以下「訴外木村」という。) にも手伝わせる旨伝えた。

同年4月末ころ、被告越後は、訴外鷲尾から、株式売却による資金調達の準備として、株式公開準備室を設けること、株式公開準備室の銀行口座及び印鑑を作り、東京に営業所を設けることを説明され、これを了承した。

同年6月27日、被告会社は訴外D I Jとの前記株式公開委任契約を解除した。

その後、被告会社は、訴外鷲尾の提案を受けて、発行済み株式総数を従来の100分の1とし(乙口8)、本店を大阪から東京都千代田区九段北1-9-16に移転し(乙口8)、被告会社のホームページを刷新した。

訴外鷲尾は、前記のとおり被告越後の了解を得て、被告会社に株式公開準備室が設置された後、平成19年9月4日、株式公開準備室口座を開設した(乙口20)。

そして、平成19年10月ころ、被告越後は、訴外鷲尾から、被告会社の株券の印刷の発注を行った旨の報告を受け、被告会社の株式の販売が開始された(乙口2)。

エ しかし、被告会社には、具体的な株式上場の予定はなく、被告会社は現在に至るまで株式を上場していない。また、被告会社株式はいわゆるグリーンシート銘柄ではない(弁論の全趣旨)。

オ 被告越後は、訴外鷲尾から株式公開準備室を設けることを提案された際、株式公開準備室なる組織は、上場が間近に迫った会社が設置するものであり、被告会社の株式上場は、その事業が完全に軌道に乗った後で、事業が完全に軌道に乗るには未だ時間がかかるため、未だ上場の見通しは立てられないと認識していた(弁論の全趣旨)。

カ また、本店移転先の住所である東京都千代田区九段北1-9-16は、訴外株式会社プロフィットアンドアセット及び同株式会社ディーアイシー投資組合の本店所在地であった。訴外株式会社プロフィットアンドアセットは、訴外鷺尾が代表取締役を務めており（乙口18），金融商品取引業者の登録を受けている（乙口17，19）。また、訴外株式会社ディーアイシー投資組合は、訴外鷺尾が相談役を務めている（乙口16）。

キ 被告会社の本店移転先には営業の実体はなく、鷺谷に設けた被告会社の東京営業所には、被告浦田が一人で赴任し、被告会社の株式を取得した者からの電話の応対に当たっていた（甲8，弁論の全趣旨）。

(3) 被告会社における株式販売開始後、亡■が被告会社の株式を取得するまでの経緯

ア 被告会社における株式販売開始後の平成19年12月ころ、被告会社に対して株式取得者から上場間近と申し向けて販売するのは問題があるとのクレームが寄せられ、平成20年3月、他の株式取得者から再び同様のクレームが寄せられた（乙口2，15）。

イ 被告浦田は、平成19年11月から、被告会社の東京営業所に赴任していたところ、被告会社の株を上場間近と言われて購入したという者等から電話を受けた。これを受けて、被告浦田は、被告越後に対し、「オーバートークを使って上場できるかどうかわからないものを、大々的に売り出すのはやめて欲しい。」「善良な人たちを騙すようなことはしないで欲しい。」と伝えたところ、被告越後は被告浦田に対し、「善良な人というのは、どういう意味なんや？」とすごい剣幕で怒った（甲8）。

ウ 被告越後は、遅くとも同年2月には、被告会社の株式が1株28万円で売却されていたことを知っていた（乙口2）。

エ 訴外鷺尾が株式販売を手伝わせていた訴外木村の取り仕切る販売グループは、上場間近であるなどの言葉を用いて、被告会社の株式を売却してい

た（乙口2）。

オ 訴外ヒラノ及び同タチバナは、被告会社の従業員ではなく（乙口1），訴外木村の配下であった（弁論の全趣旨）。

カ 株式公開準備室口座につき、被告会社の従業員ではない訴外古井丸、同南雲及び同上野により払い戻し手続が行われており、その払戻請求書には、「千代田区九段北1-9-16」「03-3239-9006」と併記されている（乙口1，20）。

（4）亡■が被告会社の株式を取得するに至った経緯（以下、亡■が被告会社の株式を購入した各取引を併せて「本件取引」という。）

ア 平成20年5月27日、亡■に対して、未公開株の宣伝の電話がかかり、被告会社の信用度の高いことが伝えられた。その後、訴外ヒラノが亡■に対し、被告会社の従業員と名乗って、近日中に上場する、早く申し込まないと時間切れになる、代金は同月30日までに半分、翌6月に半分を支払えばよいと被告会社の株式の購入を勧誘したところ、亡■は、被告会社の株式購入を決心し、10株の購入を、ファックスで申し込んだ（甲6）。

イ 同月29日、亡■は、被告会社株式10株の購入代金として、株式公開準備室口座に280万円を振り込んだ（甲3の②、6）。

ウ 同日、訴外タチバナが、亡■に対し、被告会社の従業員と名乗って、更に10株買い増しすると将来無償交付株10株の権利取得があると勧誘したところ、亡■は、同月30日に、いったんはこれを断ったものの、訴外タチバナから、5株分の送金をすれば、倍額無償の権利を確保し、増株の請求なしで増額無償株を考慮するから送金するようにと言われたため、5株を追加購入することとし、同日、株式公開準備室口座に、5株分の購入代金として140万円を振り込んだ（甲3の①、6）

エ 同年6月3日、亡■は、訴外タチバナから、10株買い増しして25

株にし、無償株をつけ 50 株持つように勧誘されて了承し、同月 9 日、株式公開準備室口座に、10 株分の購入代金として 280 万円を振り込んだ（甲 4、6）。

オ 同日、亡■は、訴外タチバナから、5 株を追加購入するよう勧誘されてこれを了承し（甲 2 の①、6），さらに同月 13 日、訴外タチバナから 10 株の追加購入を勧誘されてこれを了承し（甲 6），同月 17 日、株式公開準備室口座に、同月 9 日に申し込んだ 5 株分の購入代金として、140 万円を振り込んだ（甲 4、6）。

カ 同月 17 日、亡■は、訴外タチバナから、仙台のある資産家の奥さんから 50 株を購入したが主人が他界したので解約したいとのことなので、亡■にも 10 株を買い取って欲しいと勧誘され、いったんは断ったものの、同月 18 日、5 株の購入を承諾し（甲 2 の②、6），同月 23 日、株式公開準備室口座に、同月 13 日に申し込んだ 10 株分と、同月 18 日に申し込んだ 5 株分の併せて 15 株分の購入代金として、420 万円を振り込んだ（甲 4、6）。

キ 最終的に亡■が購入した被告会社の株式は、合計 45 株となり、購入代金は合計 1260 万円となった。

ク 亡■が、被告会社の株式を購入した後、亡■に、被告会社の 5 株券が 1 枚及び 10 株券が 4 枚送付された（甲 5 の①ないし⑤）。

ケ 亡■が取得した株券は、被告会社が、平成 20 年 1 月に、株主欄に越後■と記載して印刷し、訴外鷲尾の指示に従って、「登録年月日」「取得者氏名」欄を空白にしたまま、株券裏面の「登録証印」欄に被告会社の代表印を押した上で、訴外鷲尾に渡したものである（乙ロ 2、弁論の全趣旨）。

(5) その後の経緯

訴外鷲尾は、平成 21 年 6 月 10 日に逮捕され、訴外株式会社プロフィッ

トアンドアセットは、同月25日、関東財務局から業務停止命令を受けた（乙口19）。

- 2 争点(1)（訴外ヒラノ及び訴外タチバナは被告会社の従業員か）について
原告は、訴外ヒラノ及び訴外タチバナは被告会社の従業員である旨主張する。たしかに、上記認定のとおり、訴外ヒラノ及び訴外タチバナが、被告会社の従業員と名乗って、亡■に対し、被告会社の株式を販売しているものの、両名は、訴外鷲尾が被告会社株式を販売するにあたって手伝わせた訴外木村の配下の者であり、被告会社との間で使用者と被用者の関係があると認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張を採用することができない。

- 3 争点(2)（訴外鷲尾と被告取締役らとの間に共謀はあったか）について
(1) 上記認定のとおり、被告越後は、訴外鷲尾に資金調達を依頼し、訴外鷲尾から、株式公開準備室を設けること、株式公開準備室口座を開設すること、株式公開準備室の印鑑を作ること及び本店を訴外鷲尾が代表取締役ないしは相談役を務める会社の所在地とすること、株券を発行し、裏面の「登録年月日」「取得者氏名」欄を空欄にしたまま訴外鷲尾に渡すことを指示され、被告会社には近い将来株式を上場する予定はなかったにもかかわらずこれを了承しており、また、株式の販売開始からわずか2か月後に、上場予定と告げて被告会社の株式が販売されているとクレームがあったことを被告越後は認識し、その後も同様のクレームがあったにもかかわらず、被告越後は、訴外鷲尾に、株式の販売状況について説明を求める等しただけで（乙口2、15），他に格別の対策はとっておらず、また、本件取引は、未公開株式である被告会社株式が近い将来上場予定であるなどと申し向けてなされ、その購入代金は株式公開準備室口座に振り込まれている。

当面上場する予定のない被告会社において、上場に向けた部門である株式公開準備室を設置したり、ましてや、株式公開準備室名義の銀行口座を開設

したり、印鑑を作成する必要はないのに、被告越後はこれらに承認を与え、実際に承認に基づき開設された株式公開準備室口座は亡■と被告会社との間の本件取引に利用されているほか、被告越後において、当面上場の予定がないのに被告会社の株式が上場間近であるとして販売していることを認識しているながら、訴外鷲尾に株式の販売状況について説明を求める等したものの、それ以上格別の対策をとっていないことなどからすると、被告越後は、少なくとも、訴外鷲尾が当面上場の予定もない被告会社の株式を上場予定と告げて販売することを認めていたものといわざるを得ず、当面上場予定のない被告会社の株式を、近日中に上場予定であると偽って、不特定多数の者に販売する（一般的にこのような場合、近日中に上場されることによる価値を価格に反映させて販売するので、株式を実際の価値より高額で販売することになる。）ことについて共謀があったと認めるのが相当である。

そして、被告浦田は、平成19年10月の被告会社の株式販売開始直後ころから、一人で東京に赴任し、株式を取得した者からの電話の応対をしていたのであり、被告会社の東京営業所が実体のないものであったことからすれば、被告浦田の東京赴任は、被告会社の株式を不適正な価格で販売するためのものと推認されるのであるから、被告浦田が平成19年12月26日に被告会社の取締役を辞任しているとしても、被告浦田と被告越後及び訴外鷲尾との間に、当面上場予定のない被告会社の株式を、近日中に上場予定であると偽って、不特定多数の者に販売することについて共謀があったと認めるのが相当である。

また、取締役の一人であった被告浦田の東京赴任を、被告会社の取締役であった被告井上、同岡田及び同真鍋らが知らないということは考えにくく、むしろ、被告越後を含む取締役らの意思決定に基づくものと推認されるものであるから、被告井上、同岡田及び同真鍋と同浦田、同越後及び訴外鷲尾との間に、当面上場予定のない被告会社の株式を、近日中に上場予定であると

偽って、不特定多数の者に販売することについて共謀があったと認めるのが相当である。

(2) 被告越後は、金融商品取引業者である訴外鷲尾を信頼していたから、訴外鷲尾が被告会社株式を上場予定と告げて販売することを予見できず、株式公開準備室を設け、株式公開準備室口座を開設し、印鑑を作成し、東京に本店所在地を移し、株券を発行して訴外鷲尾に渡したのは、すべて訴外鷲尾に指示されたためであり、株式公開準備室口座は訴外鷲尾が管理しており、資金調達は訴外小菅及び同鷲尾の保有株式を売却することによって行うものであると認識していたところ、訴外鷲尾の意図を認識していたら、そのようなことはしなかったと主張する。

しかし、訴外小菅及び同鷲尾の保有株式の売却によって資金調達をするというのであれば、株式公開準備室を設け、株式公開準備室口座を開設し、印鑑を作成する必要はなく、東京に進出予定であるとしても、いまだ進出しない段階から被告会社の事務所としての実体のない場所である訴外鷲尾が代表取締役又は相談役を務める会社の所在地に本店所在地を移転する必要はない。銀行口座の開設を承諾しながら、その管理をまかせきりにしていたということも、銀行口座の重要性からすれば、むしろ前記共謀の存在を推認させるものということができる。また、被告越後の主張するところの、訴外小菅及び同鷲尾の保有株式の売却によって資金調達をする具体的なスキームとは、訴外小菅及び同鷲尾の保有する合計約1万株の被告会社の株式を売却し、その際生じる名義書換手数料1株あたり1万円を被告会社の収入とすることで、約1億円を調達するというのであるが、当時の被告会社の資本金の額は1億1200万円であり、発行済株式総数は平成19年9月18日に株式を併合した後でも9万8400株であるところ、これを単純に割っても1株あたり1100円程度にしかならないのであり、かつて上場による資金調達が思うようにいかなかつた経験があることからしても、被告越後が被告会社の株式

につき 1 株当たり 1 万円の名義書換手数料をとることが合理的であると考えるということは不自然であり想定しがたい。

(3) したがって、被告越後の上記主張を採用することはできず、被告取締役らと訴外鷲尾との間に当面上場予定のない被告会社の株式を、近日中に上場予定であると偽って、不特定多数の者に販売することについて共謀があったと認めるのが相当である。

4 争点(3)（亡■に、被告会社の株式を購入させたことは、不法行為を構成するか）について

(1) 上記認定のとおり、本件取引は、上場予定もない被告会社の株式を、近日中に上場予定と偽って 1 株 28 万円で 45 株、合計 1260 万円で亡■に販売したものであり、訴外鷲尾が代表取締役を務める訴外株式会社プロフィットアンドアセットは金融商品取引業者の登録を受けていたものの、訴外鷲尾は逮捕され、訴外株式会社プロフィットアンドアセットも業務停止命令を受けている。

また、いわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式については、公開される情報も少なく、価値の評価が極めて困難であることから、一般投資家が不測の損害を被ることを防止するために、金融商品取引業の登録を得た証券会社であっても、日本証券業協会の自主規制により、その取引の勧誘は原則として禁止されているところ、本件取引により販売された被告会社の株式は、いわゆるグリーンシート銘柄ではない。

大正 4 年生まれの高齢者である亡■に対して、いわゆるグリーンシート銘柄でもなく上場予定もない未公開株式である被告会社株式を近日中に上場予定と偽り、平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 23 日までの約 1 か月という短期間で 1 株 28 万円で合計 45 株と大量に販売しているのであり、前記のとおり 1 株当たりの資本金額が 1100 円程度にしかならないことからすれば、その価格は不適正なものと推認され、本件取引は、詐術を用いて不適

正な価格で株式を販売したものと認められ、かかる行為は不法行為を構成するものというのが相当である。

5 争点(4)（責任の法的根拠）について

前記不法行為は、当面上場予定のない被告会社の株式を、近日中に上場予定であると偽って、不特定多数の者に販売するという訴外鷲尾と被告取締役らの共謀に基づき行われたのであるから、被告取締役らは、民法719条1項に基づき共同不法行為責任を負う。

また、かかる共謀は、上記認定のとおり被告会社の代表取締役である被告越後を含む被告取締役らと訴外鷲尾により行われており、被告会社の株式を販売することに関する共謀である以上、行為の外形から観察して、代表者の職務の範囲内の行為に属するものと見ることができ、被告越後がその職務を行うについて行ったものと解される。したがって、被告会社は会社法350条に基づき損害賠償責任を負う。

なお、被告浦田は、亡■と被告会社との間の本件取引開始の約5か月前に同社の取締役を辞任しているものであるが、上記認定のとおり、本件不法行為の未公開株式販売スキームの構築に関与し、営業所としての実体がない東京営業所に赴任して積極的に未公開株式の売却に関わり、辞任の際にその後の被害の拡大防止について見るべき措置をとっていないことなどにかんがみると、取締役辞任後まだ日が浅く本件取引時点において共謀関係が消滅したとはいえない本件について責任は免れない。また、被告眞鍋についても、本件取引開始前に被告会社の取締役を辞任しているが、その時期は本件取引開始時期のわずか3か月前であり、被告会社の取締役として本件不法行為の未公開株式販売スキームに共謀して加わっていた以上、辞任の際にその後の被害の拡大防止について格別措置を講じたとの事情が認められない本件について責任は免れない。

6 争点(5)（損害）について

上記認定のとおり、本件取引によって、亡■は被告会社株式の購入代金と

して合計 1260 万円を拠出しているのであるから、亡■の被った損害は、
①売買代金 1260 万円及び②弁護士費用 126 万円の合計 1386 万円と認められる。

したがって、亡■を各 2 分の 1 の相続分で相続した原告■及び同■
■が請求しうる損害賠償の額は、それぞれ 693 万円と認められる。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由があるからこれらを認容し、
主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 31 部

裁判長裁判官 志 田 博 文

裁判官 藤 岡 淳

裁判官 後 藤 隆 大

これは正本である。

平成22年 6月28日

東京地方裁判所民事第31部

裁判所書記官 福嶋聰

